

令和4年9月27日
世田谷保健所
感染症対策課

新型コロナウイルス感染症に関する全数届出見直しによる影響について

1 主旨

国は、本年9月26日より、全国一律で療養の考え方を転換し、全数届出を見直すこととした。これを受けた区としての対応をまとめたので、報告する。

2 国による制度見直しの概要

(1) 発生届出の対象を以下に限定

- ①65歳以上の者
- ②入院を要する者
- ③妊婦
- ④重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な者

又は

重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な者

(2) 発生届の対象とならない陽性者への対応

①健康フォローアップセンターの設置

全都道府県に、健康フォローアップセンターを設置し、医療機関を受診しない陽性者の登録を受け付けるとともに、登録者や発生届の対象とならない陽性者に対しては、体調急変時等に相談を受け、医師等の助言を受けながら必要な者を適切に医療に繋ぐ。

②支援策

発生届の対象とならない方についても、引き続き希望がある場合には、宿泊療養や配食等の支援が可能になるようにする。

(3) 陽性者数の総数のみ報告

発生届の対象とならない陽性者を含め、日ごとの総数と年代別の総数を毎日公表する。

3 具体的な対応【別紙1】

(1) 東京都の対応

①陽性者登録センター

発生届対象外で、健康観察や配食、パルスオキシメーター、宿泊療養などを希望する場合、陽性者登録センターへ登録。自主検査により陽性となった方の登録を引き続き行うとともに、医療機関を受診した発生届対象外の方の登録も受け付ける。

②自宅療養サポートセンター（うちさば東京）

発生届対象の方について、引き続き、配食やパルスオキシメーターの申し込みを受け付ける。また、陽性者登録センターへの登録の有無に関わらず、一般相談、体調急変時などの医療相談を受け付ける。

③宿泊療養

発生届対象者及び陽性者登録センターに登録した方について、都の宿泊療養申込窓口で受け付ける。

④東京都フォローアップセンター

発生届対象者については、引き続き、基礎疾患のある方などを対象に健康観察を行う。また、陽性者登録センターに登録した希望者に対して、My HER-SYS 等による健康観察を行う。

⑤陽性者数の公表

日ごとの陽性者の総数及び年代別の総数を毎日公表する。なお、区市町村別陽性者数については、陽性者数全体の情報の把握ができなくなるため、公表を終了する。

(2) 区の対応

①発生届の対象となる陽性者への対応

基本的にはこれまで同様の対応となる。なお、重症化リスクのある方のみが対象となることから、重症化リスクを事前に把握することを目的として活用してきた療養サポートシートについては、運用を廃止する。

②発生届の対象とならない陽性者への対応

項目	これまでの対応	今後の対応
配食	希望者へ配送	希望者へ配送
パルスオキシメーター	希望者へ配送	希望者へ配送
初回連絡	陽性者全員に SMS 等で療養の案内を送付	医療機関で療養案内のチラシ【別紙2】を配布
陽性者、濃厚接触者相談対応	区自宅療養者相談センターで対応	区自宅療養者相談センターで対応
療養証明書	・ MyHER-SYS による表示 ・ 申請により証明書交付	証明書の交付不可

③陽性者数等の公表

陽性者数をはじめ、療養状況ごとの人数（自宅療養、宿泊療養、入院、退院等、死亡）、男女別、年代別などについて、区独自に集計して公表してきたが、陽性者の詳細な情報把握ができなくなることから、9月26日分以降は、世田谷保健所へ提出された発生届数の週ごとの総計をまとめて公表していく。

4 今後の予定

区は発生届対象外の方に、区ホームページや医師会等との連携により、都の陽性者登録センターへの登録を勧奨していく。また、国は「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の具体策（令和4年9月2日付、新型コロナウイルス感染症対策本部決定）」により、新型コロナウイルス感染症対策について、法的な位置づけ含め、見直しを行うこととしている。今後の変更内容や時期は未定であるが、区として、区民の安全・安心を第一に迅速に対応していくとともに、次の第8波、インフルエンザとの同時流行も見据え、準備を進めていく。

発生届対象者（令和4年9月26日から）

① 65歳以上の方 ②入院を要する方 ③妊婦の方
 ④重症化リスクがありかつ新型コロナ治療薬又は酸素投与が必要な方

※保健所から対象者へSMS送信有



	令和4年9月26日から			令和4年9月25日まで	
区分	担当	対象者	備考	担当	対象者
①保健所による健康観察	区	<u>上記①②③④の内、保健所でフォローが必要な方</u>	※従前より変更なし	区	重症化リスク等があり保健所でフォローが必要な方
②フォローアップセンターによる健康観察	都	<u>上記①②④の内、保健所対応者を除く方</u>	※年齢要件（65歳以上）のみ変更	都	i) 50歳以上 ii) 基礎疾患あり等 ※保健所対応者を除く
③自宅療養サポートセンター（うちさぼ東京）		<u>上記①②③④の方</u>	※従前より変更なし （配食・パルスオキシメーター貸出など）		上記以外の方 （無症状又は軽症）
④医療機関による健康観察	診療所等	<u>上記①②③④の内、医療機関より健康観察を行う旨の申し出があった方</u>	※従前より変更なし	診療所等	医療機関より申し出のあった方

発生届対象外の方（令和4年9月26日から）

・療養者自身による健康観察（保健所等からの連絡は無し）

【体調変化時等は療養者自身のアクセスによる自宅療養者支援】

区分	担当	役割
①陽性者登録センター ※事前に登録の必要有	都	<ul style="list-style-type: none"> ・My HER-SYS を用いた健康観察を行う場合 ・配食を希望する場合 ・パルスオキシメーターの貸出を希望する場合 ・宿泊療養を利用する場合
②自宅療養サポートセンター (うちさぼ東京)	都	<ul style="list-style-type: none"> ・一般相談、医療相談 ・健康観察者の体調急変時などの連絡を受付ける
③フォローアップセンター	都	<ul style="list-style-type: none"> ・上記①登録者のうち、健康観察を希望する場合 ・健康観察者の体調急変時などの連絡を受付ける
④自宅療養者相談センター	区	<ul style="list-style-type: none"> ・一般相談、医療相談 ・区の配食を希望する場合 ・パルスオキシメーターの貸出を希望する場合
⑤診療・検査医療機関 (発熱外来)	診療所等	<ul style="list-style-type: none"> ・体調不良を感じた場合の再診

体調変化等が
なければ、
療養終了日まで
自己管理

－自身や大切な人を守るために－

コロナの陽性が判明したとき

診療・検査医療機関で
診断を受けた場合

○発生届対象の方

保健所等からの連絡に従って療養してください。

- ・ **65歳以上**の方
- ・ **入院**を要する方
- ・ **妊婦**の方
- ・ **重症化リスク**があり、かつ、**新型コロナ治療薬**又は**酸素投与**が必要な方

※入院や重症化リスク・治療については、医師の判断となります。

○発生届対象外の方

1. 療養中の支援を希望する方は**東京都陽性者登録センター**に登録

- My HER-SYS（マイハーシス）による健康観察
- 食料品やパルスオキシメーターの配送
- 都の宿泊療養施設（ホテル）等での療養

登録はこちら



登録には基本情報（氏名、年齢、住所等）と、身分証明書の写真と陽性の診断を受けたことがわかる書類（このチラシ下の記載も利用できます。）等が必要です。

登録方法にお困りの方は、うちさぽ東京にご相談ください。

2. 体調不安や療養中の困りごとは、**うちさぽ東京**へ相談

- 自宅療養中の体調不安や一般相談
- 東京都陽性者登録センターの登録に関してお困りの場合の相談
- 食料品配送、パルスオキシメーター貸与に関する問合せ

うちさぽ東京

0120-670-440 毎日：24時間

詳細はこちら



 **東京都**

令和4年9月26日

（陽性と診断された方へ）診断を受けた医療機関から聞き取った内容をご記入ください。
こちらは、陽性者登録センターに登録する際の書類として使用できます。
※都から医療機関に確認する場合があります。

氏名： _____ 性別： _____ 年齢： _____ 年 月 日

S A M P L E

医療機関名： _____

コロナの陽性が判明したとき

診療・検査医療機関で
診断を受けた場合

療養期間について

ご自身で日付を記入し、療養の参考にして下さい→		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目
		月 日	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
 自宅療養者 宿泊施設療養者	症状のある方	発症日	不要不急の外出自粛 (発症日を0日目として7日間)							療養解除	自主的な感染予防行動の徹底期間		
	症状のない方	検体採取日	不要不急の外出自粛 (検体採取日を0日目として7日間)							療養解除	療養が解除されても、 ・症状がある方は10日 ・症状がない方は7日 経過するまで、 感染リスクがあるため、 自主的な感染予防行動の 徹底をお願いします。		
			不要不急の外出自粛				抗原検査 キット 陰性	療養 解除	自主的な 感染予防 行動の 徹底期間				

療養解除後の自主的な感染予防行動の例

- 健康状態の確認（検温など） ●マスクの着用 ●高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食を避ける

東京都宿泊療養申込窓口

- ホテル（宿泊療養施設）での療養を希望する場合に申込み

03-5320-5997 毎日：午前9時から午後4時まで

※発生届対象外の方は、事前に陽性者登録センターへの登録が必要です。

詳細はこちら



東京都感染拡大時療養施設申込窓口

- 感染拡大時療養施設での療養を希望する場合に申込み

無症状もしくは重症化リスクのない軽症の陽性者で、高齢者や子供などと同居し、家庭内感染の不安を抱える方などが対象の施設です。

03-4485-3726 毎日：24時間

※発生届対象外の方は、事前に陽性者登録センターへの登録が必要です。

詳細はこちら



療養証明について

発生届対象外の方に対しては、療養証明の発行は行いません。
診療明細書など、代替書類となる書類をご活用ください。

療養後、後遺症かなと思ったら

詳細は各サイトから
ご覧ください

■ コロナ後遺症対応医療機関

後遺症が疑われる場合で、かかりつけの医療機関がない方等のために、都内の後遺症対応医療機関マップやリストを公表しています。

■ 都立病院のコロナ後遺症相談窓口

新型コロナウイルス感染症の治療や療養終了後も、呼吸の苦しさや味覚・嗅覚の異常などの症状がある方からの受診や医療に関する相談に対応しています。

■ 医療以外の各種相談窓口

後遺症による失業や生活困窮等といった生活全般の相談など、各分野の相談窓口をまとめた「各種相談窓口リスト」も公表しています。

